

VII. 我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方の検討について

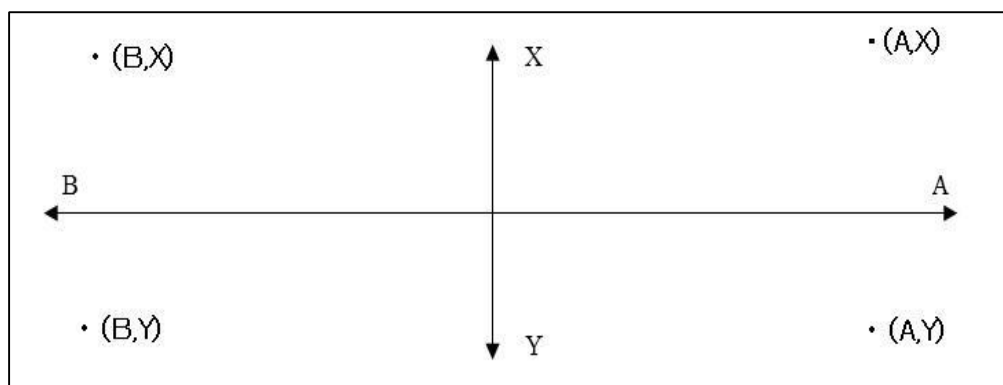
本章では、前章までの検討を踏まえて、スポーツ庁の設置に焦点を当てつつ、我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方についての検討を行うこととする。

1. スポーツ庁設置に係る4つのパターン（理念系）

ここでは、まず、理念系としてのスポーツ庁設置に係るパターンを提示することとする（パターンごとの論点は「2. スポーツ庁設置に係る課題・論点の整理軸」以降に記載する）。

ここでいう理念系とは「ある論点について、理論的に対立する複数の立場がある場合、敢えてその対立する立場から検討する考え方」である。例えば、下図のように「AとB」及び「XとY」という対立する二つの論点がある場合に、その中間点を想定して検討するのではなく、敢えて対立する理論的な形（極端な立場）から検討を行い、論点を摘示する考え方である。

図表 理念系の考え方のイメージ



実際には、「複数の極端な立場（上図の (A,X)、(A,Y)、(B,X)、(B,Y)）のどれにするか」ではなく、その中間点的な解決策が取られる可能性が高いと想定される。しかし、そのような中間点のパターンは論点に応じて無限に生じることから、本報告書では、対立する理論的な形から整理しており、こうした検討手順によって、課題・論点の多角的な検討が可能になると考えられる。

以下では、この対立軸について、スポーツ庁の組織及び業務の観点から、①スポーツ庁をどの府省の外局として設置するか、及び、②スポーツ庁の所掌事務はどのようなものか、の2点から検討している。

①のスポーツ庁の設置府省については、「政府全体として一体的なスポーツ行政を推進するためには、一段上の見地からの総合調整が必要になるのではないか」との発想から、横断的な企画・調整機能を担う内閣府に設置する場合と、スポーツ振興を所掌する文部科学省に設置する場合とに分けて検討することとした。

②のスポーツ庁の所掌事務については、スポーツ庁にスポーツ関連の一切の業務を集約する場合と、スポーツ庁の所掌業務は極力限定して既存のスポーツ所管省庁に所掌業務を残す場合とを想定した³⁷。

このような点を考慮した上で、スポーツ庁設置の理念系として、以下の4つのパターンが考えられる。

業務の集約 設置府省	スポーツ関連業務を集約する	スポーツ関連業務を集約せず、 連携を図る
内閣府に設置	(1) 内閣府集約型	(2) 内閣府連携型
文部科学省に設置	(3) 文部科学省集約型	(4) 文部科学省連携型

(1) 内閣府集約型

スポーツ行政に係る業務を「内閣総理大臣が担当するにふさわしい事務」と位置付け、内閣府にスポーツ関連の業務の全てを集約し、それらを所掌する組織としてのスポーツ庁を外局として設置し、関連予算・人事を移管するパターンである。

この場合、文部科学省スポーツ・青少年局が所掌するスポーツ関連業務や、その担当組織・人員は、内閣府スポーツ庁に移管されることになる。なお、スポーツと直接関連しない業務（青少年教育など）は、文部科学省の内部部局に移管されるものと想定される。

また、文部科学省以外の省庁が所掌するスポーツ関連業務・予算も内閣府の外局であるスポーツ庁に移管されることから、内閣府スポーツ庁で一体的にスポーツ政策を企画立案・実施する体制が整備される。

この結果、スポーツ関連政策の立案と実施に係る業務・予算及び知識やノウハウ等が内閣府スポーツ庁に集約される。

(2) 内閣府連携型

スポーツ行政を「内閣総理大臣が担当するにふさわしい事務」と位置付けるものの、各省庁（文部科学省を含む）に現行のスポーツ関連の業務を継続して所掌させ、それらの業務の総合調整を行うスポーツ庁を内閣府の外局として設置するパターンである。

この場合には、設置されるスポーツ庁の機能は基本的には総合調整機能に限られ、各省庁のスポーツ関連業務は、各省庁が引き続き所掌することになる³⁸。

そのため、理念系としての内閣府連携型で設置されるスポーツ庁は、総合調整機能を果たすために必要となる戦略企画業務は所掌するものの、分担管理事務としてのスポーツ関

³⁷ 実際にスポーツ庁の所掌事務の決定に当たっては、関係省庁の所掌事務を検討した上で個別に移管等の判断がなされる種々の要因を考慮した上で両者の間に落ち着くことになることが想定される。

³⁸ 通常、分担管理事務の延長線上に総合調整事務があると考えられることから、一切の分担管理事務から切り離された形で総合調整事務のみを内閣府が所掌することは考えにくく、実際の組織を想定した場合、そのような組織設計は現実的ではない。本文はあくまでも理念系として記述したものである。

連業務は所掌しない。すなわち、分担管理事務としてのスポーツ関連事務に係る予算・人員もスポーツ庁に移管されない。

内閣府は、総合調整機能の前提として、スポーツ政策全体の企画立案機能を有する。この企画立案機能に係る人員については、現行の文部科学省に属するスポーツ関連企画の担当組織・人員を移管することを想定する。その結果、内閣府がリーダーシップを発揮して、スポーツ政策全体の企画立案を行い、スポーツ関連業務に係る各省庁間の連携・協力を強化することができるようになる。

(3) 文部科学省集約型

スポーツ行政に係る業務を、各省庁が所管する他の行政分野の業務と同列に位置付ける。そして、他省庁・他部局に分散するスポーツ関連の業務・関連予算・人員の一部、または全部を文部科学省に集約し、スポーツ庁を設置するパターンである。

他省・他部局が所掌するスポーツ関連業務・予算が文部科学省の外局であるスポーツ庁に移管されることから、文部科学省スポーツ庁がスポーツ政策の企画立案・実施業務を一体的に担う体制が整備される（なお、他省・他部局から移管される業務の規模が小さい場合は、(4)の文部科学省連携型と同様に、スポーツ庁の規模は現行のスポーツ・青少年局より小さくなる可能性がある³⁹⁾）。この際、現在、文部科学省スポーツ・青少年局が所掌している学校体育も、スポーツ庁の所掌事務として集約されるとする⁴⁰⁾。

この結果、スポーツ関連政策の立案と実施に係る業務及びその知識・ノウハウが文部科学省スポーツ庁に集約される。

(4) 文部科学省連携型

現行の文部科学省スポーツ・青少年局内のスポーツ関連の業務を所掌する組織を基本として、スポーツ庁に発展させるパターンである。なお、現在、文部科学省スポーツ・青少年局が所掌している学校体育は、スポーツ庁の所掌事務になると仮定する。

この場合、各省庁が現在所掌するスポーツ関連業務は基本的には各省庁が引き続き所掌することになる。そのため、スポーツ庁は、スポーツ関連業務を所掌する他省庁や文部科学省の他部局との連携を強化することが求められる。複数の省庁で協力・連携して行う必要があるスポーツ関連業務については、各省庁が連携・協力して実施することができるように、文部科学省スポーツ庁が調整する機能を持つ。なお、現行の文部科学省スポーツ・青少年局内の課のうちスポーツ関連業務を所掌しない課は、文部科学省の内部部局に移管されるものと想定する。

³⁹⁾ 現在のスポーツ・青少年局からスポーツ関連以外の業務に係る予算・人員はスポーツ庁に移管されず、文部科学省内の他部局に移管されるものと想定されるため。

⁴⁰⁾ 他省・他部局の業務のうち、「スポーツ以外の行政分野との一体性が強く、その分野から剥がしてスポーツ行政として実施するべきではない」と判断される場合においては、当該業務はスポーツ庁には移管されず、既存の他省・他部局が引き続き所管することとなる。この場合には、これらの業務はスポーツ庁との連携強化にとどまる形で実施されると想定される。

この場合は、現行のスポーツ・青少年局が所掌するスポーツ政策の企画立案及び実施に係る業務を文部科学省スポーツ庁が引き続き担うこととなる。他方、各省庁が所掌するスポーツ関連業務に係る政策の企画立案及び実施は、スポーツ庁設置後も各省庁が担うことになる。

なお、上記(3)の「文部科学省集約型」と上記(4)の「文部科学省連携型」の違いは、スポーツ関連業務を他省から文部科学省に移管するか否かによるものである。ただし、各省庁が所管する業務の一体性・一貫性の確保の観点⁴¹等から、業務の全てが移管されると考えるのは現実的ではない。実際には、個別の業務ごとに「スポーツ庁に移管すべきか」の検討がなされると考えられる。そのため、「集約型」といってもスポーツ関連の全ての業務がスポーツ庁に移管されるわけではなく、また、「連携型」といっても、文部科学省以外のスポーツ関連業務がスポーツ庁に全く移管されないわけではないと想定される。

また、上記のいずれのパターンにおいても、時の内閣としてスポーツ行政を政権の重要政策と位置付けることを、スポーツ担当大臣を置くことによってより明確にすることができる。また、内閣府スポーツ庁型をとる場合には、内閣府特命担当大臣を置くことも可能である。

(参考) スポーツ担当大臣の設置について

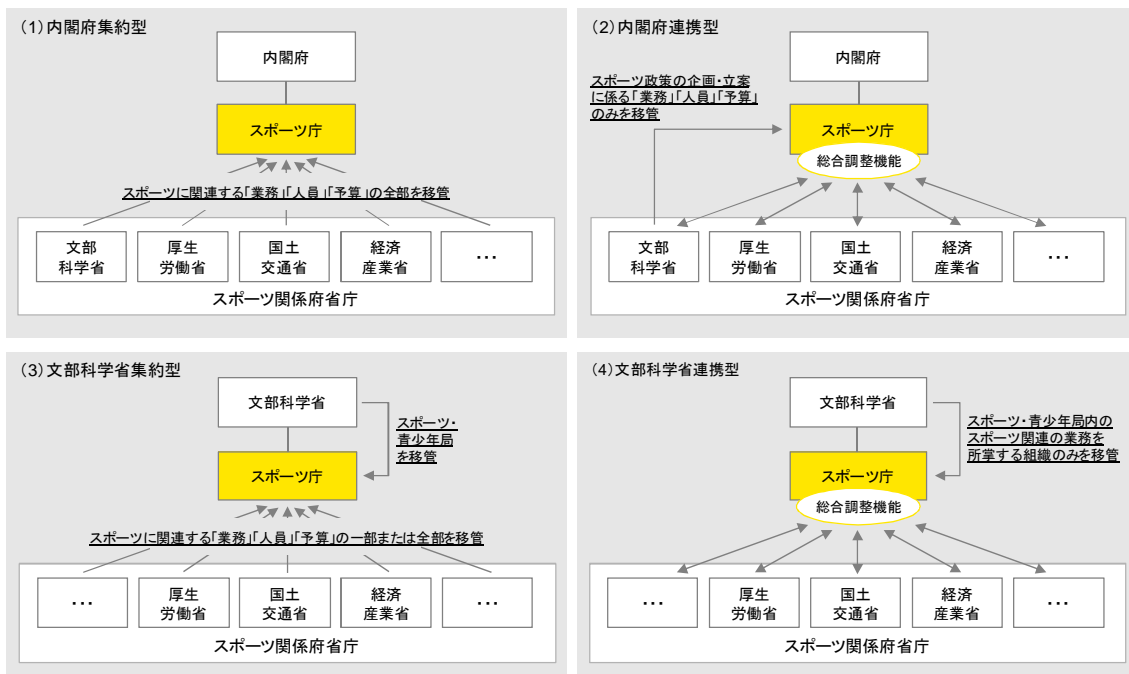
- 内閣府の組織上の特色の一つとして、特命担当大臣の職があるが、内閣補助事務に限定されず、分担管理事務にも置かれる（内閣府設置法第9条以下）。
 - ・ 内閣府特命担当大臣は、内閣府設置法が定める内閣府所掌事務について大臣を設けるというものである。
 - ・ 実務上他省大臣の兼務となっていることがある。
 - ・ しかし、現行の内閣府設置法においては、いわゆるスポーツ関連政策は内閣府所掌事務に該当していないので、**現状、スポーツ政策の内閣府特命担当大臣を設置することはできない**。
 - ・ 内閣府設置法を改正するというのであれば、内閣府特命担当大臣を設置することは原理上可能になるが、その場合には、別途、スポーツ関連施策を内閣府所掌事務にする論理構成が新たに必要となる。
 - ・ 内閣府特命担当大臣を設置するかどうかは、基本的には任意とされる。これは、論理的に政権の特命事項は各政権によって異なるという理由による。
- 内閣府特命担当大臣以外とは別に、**担当大臣という仕組み**がある。例えば、平成16

⁴¹ 例えば、国土交通省の施設整備行政のうちでスポーツ施設に係るもののみを移管した場合、施設整備行政の一体性・一貫性が確保されない恐れがある。

年9月に発足した第二次小泉改造内閣において麻生太郎総務大臣が、「スポーツの国民への普及及び振興を総合的に推進するため行政各部の所管する事務の調整担当」に任命された。これは、時の内閣が重要と考える政策について、担当する大臣を任命するというものであり、その場合、どのような政策を対象にするかは、自由に設定できる。この意味での「スポーツ政策担当大臣」を設定することはできる。

- 「スポーツ担当大臣」の所管事項を行う部局は、既存の部隊でも、新たな部隊を設けることもできる。その決め手は、どのような業務を担当させるのかにつきると考えられる。

図表 スポーツ庁の設置に係る4つのパターン（イメージ）



2. スポーツ庁設置に係る課題・論点の整理軸

ここでは、上記の理念系としての4つのパターンに即して、スポーツ庁設置に係る課題の抽出と論点の整理を行うための整理軸を説明する。

A. 設置前の課題・論点

スポーツ庁の設置に当たった課題（設置までに整理する必要がある課題）、設置に当たって議論されるべき論点として想定されるもの。

B. 設置後も続く課題・論点

スポーツ庁が設置された後も、より良い体制等を構築するために引き続き検討すべき課題、より良い体制等を構築するために引き続き議論されるべき論点として想定されるもの。

ただし、「A. 設置前の課題・論点」と「B. 設置後も続く課題・論点」は相互に関連している面が多々あり、完全に切り分けられるものではない点に留意する必要がある。

3. スポーツ庁設置前の課題・論点

ここでは、理念系としての4つの設置パターンごとに、スポーツ庁設置前の主な課題・論点を列挙する。

なお、いずれの設置パターンでも、各省庁が所掌するスポーツ関連業務をスポーツ庁に移管することによるスポーツ行政にとってのプラス効果を、具体的に説明することが必要である。この際、「現状のスポーツ推進体制ではどのような支障が生じており、スポーツ庁設置によってこの支障をどのように解消できるか」という切り口で説明することも考えられる。

(1) 内閣府集約型

1-1 所掌業務に係る課題・論点

①「内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政業務」であることの論拠が必要

- ・ 内閣府が所掌する業務は「内閣総理大臣が担当するにふさわしい業務」であることから、内閣府がスポーツ行政を所掌するためには、スポーツ行政を「内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政事務」として内閣府所掌に格上げするための論拠、すなわち、「従来とは異なり、スポーツ行政を内閣総理大臣が所掌することが必要である」とするための論拠が必要である。特に、内閣府の所掌業務が増大しすぎているとの批判がある中で、その批判にも耐えられる強力な論拠が求められる。

②「外局を設置する必要がある」ことの論拠が必要

- ・ 内閣府の内部部局ではなく外局としてのスポーツ庁とする理由として、内閣府の内部部局からの一定の独立性を、スポーツ行政において確保する必要性の根拠が求められる。すなわち、「現在生じている問題の解決や、スポーツ政策の発展のためには、『庁』として一定の独立性を確保することが必要である」ということの論拠が求められる。

③学校体育について、教育委員会との連携や、スポーツ行政の一体性の確保をどのように図るか

- ・ 学校体育行政の推進においては、都道府県・市区町村の教育委員会の推進主体としての役割は大きい。しかし、内閣府は現在、教育委員会とのネットワークを有していない。そのため、スポーツ庁が学校体育を所掌とした場合、教育委員会との連携をどのように図るかが課題である。
- ・ 他方、スポーツ庁が学校体育を所掌しないとした場合は、引き続き、文部科学省が学校体育を所掌するものと想定される。しかし、我が国では、生涯にわたる運動・スポーツ習慣の基礎づくりを学校体育が担っている。そのため、スポーツ振興を内閣府が、学校体育を文部科学省が所掌するとすると、スポーツ振興を担う行政機関と、スポーツ習慣の基礎づくりを担う行政機関が分離してしまうことになり、総合的・一体的なスポーツ推進を図ることが困難になるのではないかと考えられる。

1-2 長官に係る課題・論点

- ・ スポーツ庁を内閣府の外局として設置することで、いわゆる大臣庁として、理論的にはスポーツ庁の長官に国務大臣を充てることが可能になる（P50 参照）。この場合、長官を大臣にすることにより閣議など政策に係る意思決定の場に大臣（長官）が直接参画することが可能になるというメリットがある。そのような大臣を長官に置くことにより、国民にスポーツ行政の重要性を訴えることが可能となる⁴²。しかし、その場合には、何故、長を大臣にするのかという説明が必要となる。
- ・ なお、長官は大臣でなくてもよい。政権として、長官の知見や人脈を活用したい場合や一定の PR 効果を狙う場合には、スポーツ分野に業績を有する民間人をスポーツ庁長官に起用することも想定される⁴³。

1-3 定員管理、組織に係る課題・論点

①移管した業務について、移管元の省庁の人員確保

- ・ 厳しい定員管理が行われている現状では、スポーツ庁の職員は純増で措置されないことも考えられる。
- ・ その場合には、現在のスポーツ関係施策を実施している省庁（移管元省庁）から、業務・予算とともに人員を移管することが想定される。
- ・ 他方、移管元の省庁で実施業務を担う人員が削減されることとなる（ただし、文部科学省以外のスポーツ関係業務は、移管元の省庁が行っていた業務の一部分であることから、「課」「室」規模の組織・人員がそのまま移管されることは想定しがたい）。

②出先機関や教育委員会等を通じた地方との連携をどのように図るか

- ・ 内閣府は地方に出先機関を有しておらず、また、教育委員会等とのネットワークを有していない。そのため、内閣府スポーツ庁はスポーツ行政の現場から遠くなることから、政策の企画立案・実施が現場と乖離してしまうことが懸念される。

③既存のどの組織をスクラップするか

- ・ 庁の新設に関するスクラップ&ビルドの原則との兼ね合いで、既存のどの組織をスクラップするかを検討する必要がある。
- ・ 仮に、文部科学省スポーツ・青少年局をスクラップの対象とした場合には、スポーツ・青少年局が現在所掌する業務のうち、スポーツに直接関連しないものをどの部局が所掌することになるかも検討することが必要である。

⁴² スポーツ庁の長官に国務大臣を充てることが、論理的な意味で、スポーツ行政が当該内閣の重要政策に位置付けられていることを示すものではない。しかしながら、長官に大臣を充てることにより、当該内閣が国民に対してスポーツ行政を重要政策として取り扱っていると印象づけることは可能であると考えられる。

⁴³ 平成 23 年のスポーツ基本法案の審議の際には、奥村展三議員（提出者）が「あくまでも民間から登用したい」と答弁している（平成 23 年 6 月 16 日 参議院文教科学委員会）。

(2) 内閣府連携型

2-1 所掌業務に係る課題・論点

①「内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政業務」であることの論拠が必要

- ・ 内閣府スポーツ庁が担う総合調整業務が「内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政事務」なのかの根拠が必要である。特に、内閣府の所掌事務が増大しすぎているとの批判がある中で、その批判にも耐えられる強力な根拠が求められる。

②「外局を設置する必要がある」ことの論拠が必要

- ・ 内閣府の内部部局ではなく外局としてのスポーツ庁とする理由として、内閣府の内部部局からの一定の独立性を、スポーツ行政において確保する必要性の根拠が求められる。すなわち、「現在生じている問題の解決や、スポーツ政策の発展のためには、『庁』として一定の独立性を確保することが必要である」ということの論拠が求められる。

③基本的には総合調整機能のみしか有さない中で、スポーツ行政の効果的・効率的な遂行をどのように図るか

- ・ 内閣府連携型のスポーツ庁設置の場合、その設置の在り方が理念系に近いほど、分担管理事務から切り離された形での総合調整事務しか所掌しない。総合調整を行うにもその基盤となる実務を持たない組織は、いわば拠って立つ基盤を有しないに等しく、そのような組織において総合調整機能を果たすことは非常に困難になることが想定される。そのため、こうした機関が効果的・効率的な行政を実現することができるかがポイントとなってくる。
- ・ 仮に、内閣府が総合調整のみならず、新たにスポーツ関連の実務（分担管理事務）を担当すべきとの結論に至った場合には、その必要性・整合性を明確に提示する必要がある。特に、学校体育の所管については、「1-1 所掌業務に係る課題・論点」で記述した内容と同様の論点が生じうる。

2-2 長官に係る課題・論点

- ・ スポーツ庁を内閣府の外局として設置することで、いわゆる大臣庁として、理論的にはスポーツ庁の長官に国務大臣を充てることが可能になる（P50 参照）。この場合、長官を大臣にすることにより閣議など政策に係る意思決定の場に大臣（長官）が直接参画することが可能になるというメリットがある。そのような大臣を長官に置くことにより、国民にスポーツ行政の重要性を訴えることが可能となる⁴⁴。しかし、その場合には、何故、長を大臣にするのかという説明が必要となる。

⁴⁴ スポーツ庁の長官に国務大臣を充てることが、論理的な意味で、スポーツ行政が当該内閣の重要政策に位置付けられていることを示すものではない。しかしながら、長官に大臣を充てることにより、当該内閣が国民に対してスポーツ行政を重要政策として取り扱っていると印象づけることは可能であると考えられる。

- ・ なお、長官は大臣でなくてもよい。政権として、長官の知見や人脈を活用したい場合や一定の PR 効果を狙う場合には、スポーツ分野に業積を有する民間人をスポーツ庁長官に起用することも想定される。

2-3 定員管理、組織に係る課題・論点

①移管した業務について、移管元の省庁の人員確保をどう考えるか

- ・ 厳しい定員管理が行われている現状では、スポーツ庁の職員は純増で措置されないことも考えられる。
- ・ その場合には、現在のスポーツ関係施策を実施している省庁から、業務・予算とともに人員を移管することが想定される。
- ・ 他方、移管元の省庁で実施業務を担う人員が削減されることとなる（ただし、文部科学省以外のスポーツ関係業務は、移管元の省庁が行っていた業務の一部分であることから、「課」「室」規模の組織・人員がそのまま移管されることは想定しがたい）。

②スポーツ庁の業務量が、庁としての十分な固まりを有するか

- ・ スポーツ庁の業務が総合調整事務に限られる場合、その陣容がそれほど大きくなることは想定されず、スポーツ庁の業務量が庁としての十分な固まりを有するかという点が問題になる。

③既存のどの組織をスクラップするか

- ・ 庁の新設に関するスクラップ&ビルドの原則との兼ね合いで、既存のどの組織をスクラップするかを検討する必要がある。特に、内閣府連携型の場合、集約型のように、文部科学省スポーツ・青少年局が所掌するスポーツ関連業務担当組織が移管されるわけではないため、「スクラップされる組織をどう特定していくのか」の整理が難しい。

(3) 文部科学省集約型

3-1 所掌業務に係る課題・論点

①スポーツ庁設置のメリットはどのようなものか

- ・ 文部科学省にスポーツ庁を設置することによりスポーツ行政にどのようなメリットがあるか（あるいは、現行体制のデメリットをどのように解消できるか）を、具体的に説明することが必要である。

②「外局を設置する必要がある」ことの論拠が必要

- ・ 文部科学省の内局ではなく、外局としてのスポーツ庁とする理由として、文部科学省の内部部局からの一定の独立性を、スポーツ行政において確保する必要性の根拠が求められる。すなわち、「現在生じている問題の解決や、スポーツ政策の発展のためには、『庁』として一定の独立性を確保することが必要である」ということの論拠が求められる。

③スポーツ庁が所掌しない業務について、文部科学省内の所掌をどう整理するか

- ・ 現行のスポーツ・青少年局が所掌する業務のうち、スポーツ関連ではない業務（青少年教育など）は、スポーツ庁では所掌されないこととなると考えられる。そのため、スポーツ庁が所掌しない業務の所掌をどう整理するのが課題となる。

④移管される業務をどのように整理するか

- ・ 各省庁から文部科学省スポーツ庁に移管される業務をどのように整理するのが課題である。特に、移管する業務と移管しない業務の線引きをどのように設定するのが課題と考えられる。

3-2 長官に係る課題・論点

- ・ 政権として、長官の知見や人脈を活用したい場合や一定の PR 効果を狙う場合には、長官に民間人を起用することが考えられる。

3-3 定員管理、組織に係る課題・論点

①スポーツ庁の実員が「庁」として充分か

- ・ スポーツ庁に集約された業務を他省庁で担当していた人員は、スポーツ庁設置に伴い、基本的にはスポーツ庁に移管されると考えられるが、実員としてどの程度になるのか（実際には、文部科学省以外のスポーツ関係業務は、移管元省庁が行っていた業務の一部であることから、「課」「室」規模の組織・人員がそのまま移管されることは想定しがたい）。特に、「庁」の組織として充分かが課題である。

②既存のどの組織をスクラップするか

- ・ 庁の新設に関するスクラップ&ビルドの原則との兼ね合いで、既存のどの組織をスクラップするかを検討する必要がある。

(4) 文部科学省連携型

4-1 所掌業務に係る課題・論点

- ・ スポーツ庁に他省庁からの所掌事務を基本的には移管しないとする一方、機能的にはスポーツ推進体制の強化につながることにについて、具体的に担保し、説明することが必要である。

4-2 長官に係る課題・論点

- ・ 政権として、長官の知見や人脈を活用したい場合や一定の PR 効果を狙う場合には、長官に民間人を起用することが考えられる。

4-3 定員管理、組織に係る課題・論点

①現在の組織規模との関係をどのように整理するか

- ・ スポーツ庁に移管される業務と、現行のスポーツ・青少年局が所掌する業務を考慮し、組織の固まりとしての「庁」をどのように整理するか検討する必要がある。
- ・ 特に、文部科学省連携型の場合は「従来のスポーツ推進体制と何が変わるのか」が組織形態として見えづらいことから、スポーツ政策上の新規性を組織体制面で新たに打ち出すことが強く求められる。

②既存のどの組織をスクラップするか

- ・ 庁の新設に関するスクラップ&ビルドの原則との兼ね合いで、既存のどの組織をスクラップするかを検討する必要がある。
- ・ 仮に、文部科学省スポーツ・青少年局をスクラップの対象とした場合において、スポーツ・青少年局が現在所掌する業務のうち、スポーツに直接関連しないものをどの部局が所掌することになるかについても検討することが必要である。

4. スポーツ庁設置後も続く課題・論点

以下では、理念系としての4つの設置パターンごとに、スポーツ庁設置後にも生じうる主な課題・論点を整理する。そのような課題・論点の整理の仕方としては種々の方法があると考えられるが、ここでは、スポーツ政策を推進していく上での課題・論点を、国内・海外の調査結果及びスポーツ関係者へのヒアリング結果を踏まえて抽出した以下の観点から整理している。

- 1) 事務の移管に係る課題・論点
- 2) 予算に係る課題・論点
- 3) 組織体制・人員数に係る課題・論点
- 4) 担当者の専門性に係る課題・論点
- 5) 他省との連携に係る課題・論点
- 6) 中央府省以外の関係者（独立行政法人、スポーツ団体、地方自治体等）との連携に係る課題・論点

(1) 内閣府集約型

1-1 事務の移管に係る課題・論点

①総合的・一体的なスポーツ施策の推進

- ・ 各省庁が所掌していたスポーツ関連業務は内閣府の外局であるスポーツ庁に移管されることとなるが、一方で、移管されるスポーツ関連業務が含まれていた業務は、引き続き元の各省庁が担当することになる。そこで、スポーツ庁設置後、スポーツ庁に移管される業務と、各省庁に残る業務との間の連携をどのように図っていくかが、課題となる（なお、この論点は以下の1-2以降でも個別に記述する）。例えば、障害者政策のうちスポーツ関係のみを移管した場合、スポーツ関係以外の障害者政策（リハビリ・医療行為等）との連携をどのように図るのか、など。

②スポーツ施策としての総合的・一体的な施策の推進

- ・ 各省庁が従来所掌していたスポーツ関連業務が内閣府スポーツ庁に移管されると、スポーツ庁は多種多様な性格の業務を一手に所掌することになる。そのため、これらの多種多様な業務について、スポーツ施策としての総合的・一体的な施策の推進をどのように図るのかが課題となる。

1-2 予算に係る課題・論点

- ・ スポーツ関連政策のための予算についても、基本的には内閣府スポーツ庁に集約されることになる。その結果、各省庁が独自に行ってきたスポーツ関連の施策、例えば、スポーツ振興に係るいわゆるソフト施策とスポーツ施設整備に係るいわゆるハード施策が

一体的に行われることとなり、予算の効率的な配分が可能になると考えられるが、この際に、これまで各省庁が個別に実施してきた施策・事業間の連携をどのようにして図るかが課題である。

1-3 組織体制・人員数に係る課題・論点

- ・ 総合的・一体的な施策の推進を図るため、スポーツ庁設置後においても、多種多様な業務を担当する組織や人員体制の見直しをどのように図っていくかが論点である。
- ・ これまで複数の省庁が独自に行ってきたスポーツ関連業務を、内閣府スポーツ庁において一体的に進めるために、スポーツ庁の内部体制をどのように整備するかは、設置後も継続して検討を要する論点である。例えば、文部科学省が所掌する生涯スポーツ政策と厚生労働省が所掌する健康増進政策との連携、健全者用のスポーツ施設の整備と厚生労働省が所管してきた障害者用のスポーツ施設の整備の連携などを推進するためにどのように内部体制を整備・充実化していくべきなのかなど。
- ・ 移管される政策領域に近接するもののスポーツには直接関連しない業務について、スポーツ庁設置後においても、近接領域にある内閣府スポーツ庁移管業務と各省庁に残るスポーツに直接関連しない業務との間の連携を図るためにどのように体制面で整備していくのが課題である（例えば、障害者政策のうちでスポーツ関係のみを移管した場合、スポーツ関係以外の障害者政策（リハビリ・医療行為等）との連携体制をどのように整備・充実化していくのか、スポーツ・青少年政策のうち、スポーツ政策と青少年政策との連携体制をどのように整備・充実化していくのかなど）。

1-4 担当者の専門性に係る課題・論点

①外部からのスポーツ行政の専門家の確保

- ・ 現行の文部科学省スポーツ・青少年局には、所掌する学校体育の教育関係者から知見や事務能力の高い者を専門家として抜擢するようなケースも存在するが、内閣府にスポーツ庁が設置された場合にはそのような方法で専門性のある者を確保することが難しくなるのではないかと考えられる。そのため、行政経験の有無に関わらずスポーツ行政や関連分野の知見を専門的に学んだ者を確保することが必要になると考えられる。

②スポーツ行政に係る担当者の育成

- ・ 内閣府集約型でスポーツ庁が設置される場合、スポーツ庁に集約される業務に応じて、職員はより多種多様な知見・専門性を求められると想定される。そのため、職員の専門性をいかに確保するかが課題となる。
- ・ また、各省庁が従来所掌していたスポーツ関連業務・予算が内閣府スポーツ庁に移管されるとともに、各省庁でスポーツ政策を担当してきた人員も、移管されることになる。この際に、内閣府スポーツ庁設置後、こうした人員に、スポーツ行政に係る知見をどう育成していくのが課題になる（例えば、これまで国交省において公園行政を

担当してきた者はスポーツ行政の専門家ではない)。

- ・ 他方、スポーツ庁では、これらの多種多様な業務を担当する組織や人員をとりまとめ、総合的・一体的な施策の推進を図ることが必要であるために、政府全体のスポーツ政策の企画立案・推進に必要な専門的な知識・経験を有する人材をどのように獲得・育成するかが課題である。

③新たな政策課題への対応

- ・ スポーツ庁に求められる機能として、スポーツを通じた国際的な貢献・交流に係る一体的な政策を企画立案・実施することなどが求められているが、こうした新たな政策課題への対応に必要な専門的な知識・経験を有する人材をどのように獲得・育成するかが課題である。

1-5 他省との連携に係る課題・論点

①学校体育を移管した場合の教育行政との連携

- ・ 学校体育に係る業務も併せて移管するとした場合は、文部科学省内部部局に残されるその他の教育行政や学校施設の整備等の業務との間の連携をどのように図っていくかが課題である。例えば、文部科学省の初等中等教育局、高等教育局との連携体制をどのように図るかなど。

②スポーツ以外の政策目的に係る他省の業務との連携

- ・ 移管される当該政策領域に含まれるもののスポーツには直接関連しない業務は、引き続き元の各省庁が担当することになる。そこで、スポーツ庁設置後、スポーツ庁に移管される業務と、各省庁に残る業務（スポーツに直接関連しない業務）との間の連携をどのように図っていくかが課題となる。例えば、障害者政策のうちでスポーツ関係のみを移管した場合、スポーツ関係以外の障害者政策（リハビリ・医療行為等）との連携をどのように図るのか。また、スポーツ施設の整備行政についても、周囲の景観の整備の観点や当該地域の歴史性等をどのように確保するかなど。

1-6 中央府省以外の関係者（独立行政法人、スポーツ団体、地方自治体等）との連携に係る課題・論点

- ・ 地方支分局や地方の教育委員会等とのネットワークを有しない内閣府スポーツ庁が、地方自治体等と効果的かつ効率的な連携をどのように図るかが課題である。例えば、文部科学省や厚生労働省等から移ってきた担当部門を通じて連携を図ることが想定されるが、どのような工夫を講じるかなど。

(2) 内閣府連携型

2-1 事務の移管に係る課題・論点

- ・ 理念系としての内閣府の外局であるスポーツ庁が担う機能は、基本的には総合調整機能に限られ、各省庁が現在所掌するスポーツ関連業務は各省庁が引き続き所掌することになる。
- ・ その場合に、スポーツ政策の一体的な推進のための総合調整をどのように図るのが課題である。例えば、総合調整の観点から、内閣府スポーツ庁において、文部科学省が所掌する生涯スポーツ政策と、厚生労働省が所掌する健康増進政策との連携をどのように図るのかなど。

2-2 予算に係る課題・論点

- ・ 各省庁にスポーツ関連業務に係る予算は残ることになることから、政府全体でのスポーツ関連予算の効果的な配分の観点から、総合調整機能を有する内閣府スポーツ庁が、各省庁のスポーツ予算をどのように調整するのが課題である。
- ・ 例えば、スポーツ施設の整備に関しては、文部科学省の予算以外にも国土交通省の社会資本整備総合交付金等や地方債など多様な財源が現場で活用されているが、政府全体として有効な資源配分を行うために内閣府スポーツ庁がどのような調整を行うことが必要になるのが課題である。具体的には、連絡協議会の設置、共同での台帳整備と情報管理などが必要になると考えられる。

2-3 組織体制・人員数に係る課題・論点

- ・ 内閣府スポーツ庁が総合調整機能を行うために、必要な組織を設置し、人員を配置することが求められる。設置当初は文部科学省のスポーツ関連企画の担当組織・人員を移管することが想定されるが、設置後、そのための人員をどのように継続的かつ安定的に調達していくかが課題である。

2-4 担当者の専門性に係る課題・論点

- ・ 内閣府がスポーツ政策全体の企画・立案機能を担うことになるが、他方で内閣府スポーツ庁はスポーツ関連の実務を所管しないため、総合調整を行う上で必要となる専門的な知識・経験を有する人材をどのように獲得・育成するかが、課題である。
- ・ 特に、スポーツを通じた国際的な貢献・交流などの新たな政策課題に対応するための必要な専門的な知識・経験を有する人材をどのように獲得・育成するかが、課題である。

2-5 他省庁との連携に係る課題・論点

- ・ 総合調整機能を担うスポーツ庁が他省庁との協力・連携の有効性を高めるためにどのよ

うな仕組み（連絡協議会等）を作ることが必要かが、論点となる。

(3) 文部科学省集約型

3-1 事務の移管に係る課題・論点

①総合的・一体的なスポーツ施策の推進

- ・ 他省庁や他部局が従来所掌していた多様なスポーツ関連事務について、スポーツ庁が総合的・一体的な施策の推進をどうやって図るのが課題である。

②スポーツ庁に移管された業務について、移管元省庁との連携確保

- ・ スポーツ庁に移管された業務と、各省庁に残るスポーツに直接関連しない業務との間の連携をどのように図っていくかが課題になる。例えば、障害者政策のうちでスポーツ関係のみを移管した場合、スポーツ関係以外の障害者政策（リハビリ・医療行為等）との連携をどのように図るのかなど。

③学校体育に係る文部科学省の内部部局や教育委員会との連携

- ・ 学校体育に係る業務をスポーツ庁が所掌することとした場合、文部科学省内部部局が所掌する教育行政や学校施設の整備等の業務との間の連携や、地方の教育委員会との連携をどのように図っていくかが課題である。

3-2 予算に係る課題・論点

- ・ スポーツ関連政策のための予算についても、文部科学省スポーツ庁に集約されることになる。その結果、各省庁が独自に行ってきたスポーツ関連の施策、例えば、スポーツ振興に係るいわゆるソフト面での施策とスポーツ施設整備等に係るいわゆるハード面での施策が一体的に行われることとなり、予算の効率的な配分が可能になると考えられるが、この際、これまで各省庁が個別に実施してきた施策・事業間の連携をどのようにして図るかが課題である。換言すれば、総合的・一体的な施策の推進をスポーツ庁においてどのように担保するのが、論点となる。

3-3 組織体制・人員数に係る課題・論点

- ・ 総合的・一体的な施策の推進を図るため、スポーツ庁設置後においても、多種多様な業務を担当する組織や人員体制の見直しをどのように図っていくかが論点である。
- ・ これまで複数の省庁が独自に行ってきたスポーツ関連業務を、文部科学省スポーツ庁において一体的に進めるために、スポーツ庁内部体制をどのように整備するかは、設置後も継続して検討を要する論点である。例えば、文部科学省が所掌する生涯スポーツ政策と厚生労働省が所掌する健康増進政策との連携、健常者用のスポーツ施設の整備と厚生労働省が所管してきた障害者用のスポーツ施設の整備の連携などを推進するためにどのように内部体制を整備・充実化していくべきのかなど。

- ・ 移管される当該政策領域に含まれるもののスポーツには直接関連しない業務について、スポーツ庁設置後においても、近接領域にある文部科学省スポーツ庁移管業務と各省庁に残るスポーツに直接関連しない業務との間の連携を図るためにどのように体制面で整備していくのが課題である（例えば、障害者政策のうちでスポーツ関係のみを移管した場合、スポーツ関係以外の障害者政策（リハビリ・医療行為等）との連携体制をどのように整備・充実化していくのか、スポーツ・青少年政策のうち、スポーツ政策と青少年政策との連携体制をどのように整備・充実化していくのかなど。）

3-4 担当者の専門性に係る課題・論点

①スポーツ政策の企画立案・実施業務に係る専門性の確保

- ・ 文部科学省集約型でスポーツ庁が設置される場合、スポーツ庁に集約される業務に応じて、職員はより多種多様な知見・専門性を求められると想定される。そのため、職員の専門性をいかに確保するかが課題である。
- ・ 各省庁が従来所掌していたスポーツ関連業務・予算とともに、各省庁でスポーツ政策を担当してきた人員も、文部科学省スポーツ庁に移管されることになる。この際、スポーツ庁設置後、こうした人員に、スポーツ行政に係る知見をどう育成していくのが課題になる（例えば、これまで国交省において公園行政を担当してきた者はスポーツ行政の専門家ではない）
- ・ 他方、スポーツ庁では、これらの多種多様な業務を担当する組織や人員をとりまとめ、総合的・一体的な施策の推進を図ることが必要であるために、政府全体のスポーツ政策の企画立案・推進に必要な専門的な知識・経験を有する人材をどのように獲得・育成するかが課題である。

②新たな政策課題への対応

- ・ スポーツ庁に求められる機能として、スポーツを通じた国際的な貢献・交流に係る一体的な政策を企画立案・実施することなどが求められているが、こうした新たな政策課題への対応に必要な専門的な知識・経験を有する人材をどのように獲得・育成するかが、課題となる。

3-5 他省庁との連携に係る課題・論点

- ・ スポーツ庁設置後、文部科学省スポーツ庁に移管された業務と、各省庁に残るスポーツに直接関連しない業務との間の連携をどのように図っていくかが課題である。

3-6 中央府省以外の関係者（独立行政法人、スポーツ団体、地方自治体等）との連携に係る課題・論点

- ・ 他省庁・他部局が所掌するスポーツ関連業務が文部科学省スポーツ庁に移管されることとなるが、地方自治体等との連携が必要なスポーツ政策にかかる業務のうち、文部

科学省が所掌していない業務について、地方自治体等との連携をどのように図るかが課題である。例えば、健康増進政策に係る業務について自治体との連携をどのように図るかなど。

(4) 文部科学省連携型

4-1 事務の移管に係る課題・論点

- ・ スポーツ関連業務の実施を他省庁の担当部門がそれぞれ担う体制となるが、スポーツ政策の一体的な推進のため、スポーツ庁設置後も各省庁間の連携をどのように図るのかが課題である。例えば、文部科学省が所掌する生涯スポーツ政策と、厚生労働省が所掌する健康増進政策との連携をどのように図るのかなど。

4-2 予算に係る課題・論点

- ・ 各省庁が現在所掌するスポーツ関連業務は、各省庁が引き続き所掌することになるため、政府全体のスポーツ関連予算の効果的な配分の観点から、各省庁のスポーツ予算をどのように調整するのが課題である。

4-3 組織体制・人員数に係る課題・論点

- ・ スポーツ庁に移管される業務は、現行のスポーツ・青少年局が所掌する業務のうち、スポーツに関連する業務に限られ、例えば青少年政策に係る業務等は移管されない可能性がある。この場合、スポーツ庁設置後にスポーツ政策と青少年政策との連携をどのように図るのが課題である。

4-4 担当者の専門性に係る課題・論点

①政府全体の調整機能のための人材の育成・確保

- ・ 総合的・一体的な施策の推進を図るために必要な専門知識・経験を有する人材をどのように育成・確保するかが課題である。また、スポーツ庁に求められる機能として、スポーツを通じた国際的な貢献・交流に係る一体的な政策を企画立案・実施することなどが求められているが、こうした新たな政策課題への対応に必要な専門的な知識・経験を有する人材をどのように獲得・育成するかが、課題となる。

4-5 他省庁との連携に係る課題・論点

- ・ スポーツ関連業務の実施を他省庁の担当部門がそれぞれ担う体制において、他省庁との連携の有効性を高めるためにどのような仕組みを作るかが課題である。この際、スポーツ基本法に定める「スポーツ推進会議」を積極的に活用することも考えられる。
- ・ また、これまで複数の省庁において独自に行ってきたスポーツ関連業務をどのように協力・連携して進めるかが課題である。例えば、文部科学省が所掌する生涯スポーツ

政策と厚生労働省が所掌する健康増進政策との連携、健常者用のスポーツ施設の整備と厚生労働省が所管してきた障害者用のスポーツ施設の整備の連携などをどのように図るのかなど。

4-6 中央府省以外の関係者（独立行政法人、スポーツ団体、地方自治体等）との連携に係る 課題・論点

- ・ 文部科学省が直接の接点を有していない主体等との連携をどのように図るかが課題である。例えば、スポーツ産業政策について、民間事業者等との連携をどのような形で図るかなど。

5. スポーツ庁設置に係る4つのパターンについての総括（比較検討）

ここでは、これまでに整理した理念系としての4つのパターンについて、主なメリットと課題の総括を行うこととしたい。

図表 スポーツ庁設置に係る4つのパターンについての総括表（比較検討）

理念系	特徴	メリット	課題・論点
内閣府集約型	スポーツ関連業務を内閣府に集約（一元化）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一体的なスポーツ政策の企画立案・実施体制が内閣で整備されることの新規性。 ・ スポーツ政策の重要性に係る認識の共有化。 ・ スポーツ政策全体の企画立案機能の強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「内閣総理大臣が担当するにふさわしい事務」とする根拠（特に、内閣府肥大化論との関係）。 ・ 各省庁が所掌する業務を内閣府に移管する根拠と線引き。 ・ 学校体育の所管。 ・ 地方自治体（特に教育委員会）との連携（現場との距離感）。
内閣府連携型	スポーツ庁の機能は総合調整。スポーツ関連業務は、各省庁がそのまま担当。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ政策の重要性に係る認識の共有化。 ・ スポーツ政策全体の企画立案機能の強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「内閣総理大臣が担当するにふさわしい事務」とする根拠（特に、内閣府肥大化論との関係）。 ・ 分担管理事務と総合調整事務とを分離することによる非効率性。 ・ 総合調整事務のみしか所掌しないスポーツ庁の規模。 ・ 地方自治体（特に教育委員会）との連携（現場との距離感）。
文部科学省集約型	スポーツ関連業務を文部科学省に集約（一元化）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一体的なスポーツ政策の企画立案実施体制が整備。 ・ 学校体育行政とスポーツ行政を一体的に推進することが可能。 ・ 地方自治体（特に教育委員会）との連携が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁が所掌する業務を文部科学省に移管する根拠と線引き。 ・ スポーツ・青少年局の業務のうち、スポーツ関連でない業務の所掌の在り方。
文部科学省連携型	現行のスポーツ・青少年局のスポーツ関連業務を所掌する組織がスポーツ庁に発展。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所掌事務面で現行の体制との差が少なく、省庁間調整が容易。 ・ 学校体育行政とスポーツ行政を一体的に推進することが可能。 ・ 地方自治体（特に教育委員会）との連携が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ・青少年局の業務のうち、スポーツ関連でない業務の所掌の在り方。 ・ スポーツ庁創設によるスポーツ行政の新規性。 ・ 各省庁との連携施策の在り方。

6. スポーツ庁設置に関する一考察

これまで、理念系としてのスポーツ庁設置に係る 4 つのパターンを提示し、そのメリット及び課題・論点について整理を行ってきた。しかしながら、この 4 つのパターンはあくまでも理念系であって、議論のために提示した机上の想定である。実際にスポーツ庁の設置が決定され、その在り方の具体的な検討がなされる段階では、これまで述べてきた 4 つのパターンがそのまま実現することは考えづらく、種々の要因が考慮された結果、それらの折衷型とも言うべき姿でスポーツ庁が設置されると考えられる。

本報告書を終えるに当たって、現時点の情報を前提として、具体的にはどのような形でスポーツ庁が実現されるのか、若干の想定を置きつつ、考察することとしたい。

なお、本節で述べるスポーツ庁設置の在り方については、あくまでも、本調査研究の受託者としての新日本有限責任監査法人が、有識者検討会議での議論を踏まえた上でとりまとめたものであり、いかなる意味でも政府の公式見解を代表するものではない。また、あくまでも本報告書作成時点で得られた情報を基にした考察の結果を示すものであって、その内容についての実現可能性を保証するものではないことに留意いただきたい。

スポーツ庁設置の議論を巻き起こす最大の要因は「スポーツ振興の観点からスポーツ関連の諸施策を一体的にかつ強力に推進すること」にあることは明白である。このような観点からは、スポーツ行政を内閣総理大臣が担当するにふさわしいものと位置付け、内閣府にスポーツ関連事務を集約する形でスポーツ庁を設置するパターンも考えられる。

しかしながら、内閣府集約型でスポーツ庁設置を行う場合の最大のハードルが、スポーツ行政を「内閣総理大臣が担当するにふさわしい事務」と位置付ける根拠にあることは、有識者検討会議における各委員共通の認識であった。現に各省庁に分掌されているスポーツ関連業務をいかなる理由でもって、「内閣総理大臣が担当するにふさわしい事務」として格上げするのか、その明確な理由を見つけることは難しい。仮にそのような理由が見出されたとしても、次には、具体的にどの事務を内閣府に移管し、どの事務を現状のまま所掌する省庁に残すのかという難しい線引きの問題も存在している。ましてや、現状では、内閣府の所掌事務が膨れ上がっており、内閣府の事務を削減する方向の議論が起きている。そのような中で、これらの問題点を克服するような根拠・理由を見出すことのハードルは高いと言えよう。内閣府連携型でスポーツ庁を設置することも同様と考えられる。

以上から、スポーツ庁設置は現行の分掌において、スポーツ関連業務を主に所管する文部科学省にスポーツ庁を設置するのが、比較的ハードルの低い選択肢ということが出来る。

次に、文部科学省集約型で設置されるのか、文部科学省連携型で設置されるのかを検討する。前者の場合では、文部科学省以外の省庁が所掌する業務をどのような理由から文部科学省に移管するのか（すなわち、移管元省庁から業務を剥がしてくる理由は何か）についての明白な根拠が必要となる。後者の場合には、現行のスポーツ・青少年局所掌事務を基本としつつスポーツ庁が設置されることとなり、そのための説得力ある根拠が必要となる。

いずれにしても、理念系としての両者の形で、スポーツ庁が設置されることは想定しづらく、両者を折衷する形で、スポーツ庁が設置されることになるものと推察される。

なお、いったん、文部科学省連携型と文部科学省集約型の折衷型として設置されたスポーツ庁が、業務を遂行していくうちに、その後の発展パターンとして、折衷型から文部科学省集約型へ、さらには内閣府集約型へと展開していく可能性もありうるのではないかという見解が有識者検討会議においては示された。

いずれにせよ、どのような形でスポーツ庁が設置されることになったとしても、我が国におけるスポーツ推進体制を充実させる観点から、その設置は大きな第一歩であることには疑いがない。折しも、2020年オリンピック・パラリンピック大会の東京誘致が決まり、現時点では、日本全国の至るところでスポーツ振興に対する機運が盛り上がっている状況にある。この好機をとらえ、スポーツ振興の方向性をより確固たるものにしていくことは、スポーツ行政に係る者にとって重要な責務であると考え。とりわけ、スポーツ庁設置を始めとするスポーツ推進体制の充実は、そのインパクトの大きさから判断して、期待されるところが大きい政策分野であると考え。